

渋江抽斎・吉田篁墩・岡本況斎 に関する雑記

梅 谷 文 夫

狩谷棧斎の閲歴の調査と並行して、その知友・門下らの閲歴の調査を進めてきたが、片手間のことゆえ、得心がゆくところまでは至り得ていないので、発表を見合わせてきた。このたび、急に、寄稿をもとめられたので、その中から、六・七分方調査をおえている事項を選んで、報告することにする。

1 渋江抽斎の嗣子

渋江抽斎は安政五年八月二十九日に死亡した。藩庁日記『江戸日記』同日の条に次のように記録されている。

一 御目付申出候。渋江道純儀、病氣之处、養生不相叶、今晚病死之旨、申出。達之。

台東区谷中六丁目感應寺に存する『抽斎渋江君墓碣銘』⁽¹⁾にも、「以安政戊午八月廿九日病歿」と伝えている。「道純」は抽斎の通称である。

抽斎の嗣子「道陸」が跡式相続を允許されたのは同年十一月朔日である。因みに、弘前藩では、親死亡による相続は跡式相続、親隠居による相続は家督相続と呼称していた。『江戸日記』同日の条に次のように記録している。

一 於同所（御裏座敷）、北川左膳申渡之覚

渋江道陸

其方儀、親道純跡式御給分無相違其方江被下置、小普請医被仰付之。尤親道純是迄之勤料は被差引之。

十一月朔日

出座御目付

森鷗外が、『渋江抽斎』その六十五に、「十月朔に才に二歳で家督相続をした成善」と記載するのは、東京大学総合図書館所蔵渋江保（成善）覚書『抽斎没後』⁽²⁾の「安政五年十月朔日、成善ハ親全善の跡式無相違被下置。」に依拠してのことと推察されるが、抽斎の嗣子「道陸」が跡式相続したのは、十月朔日ではなく、十一月朔日である。「全善」は抽斎の名である。

また、渋江保は、跡式相続した「道陸」は抽斎の七男成善、すなわち保自身であると鷗外に報じているが、これも、確証を得るに至っていないが、疑われてしかるべきかと考える。抽斎が死亡した時、長男恒善・三男八三郎・四男幻香水子は既にこの世になく、二男優善二十四歳は渋江家を去って矢島家を継いでいたのであるが、あとに、五男専六五歳・六男翠暫四歳が、七男成善、すなわち保二歳のほかに、遺児として残されていたというのであるのに、専六・翠暫を措いて、保が跡式相続したというのは、いかにも不自然に思われるからである。

もともと抽斎の嗣子として「道陸」を称したのは長男恒善である。道陸恒善の御目見は天保七年十二月二十八日に執り行なわれるはずであったが、病のため、取り延べとなった。『江戸日記』同日の条に次のように記録している。

一 渋江道純申出候。忝道陸儀、御目見願之通被仰付候処、腹痛続、罷出兼候旨、達之。

御目見は翌八年正月十五日に行なわれたようである。慶応義塾大学北里記念医学図書館所蔵『直舎伝記抄』⁽³⁾文政十一年戊子起の冊の天保八年正月十五日の条に、次の一項が記録されている。

一 私忝道陸、初而御目見相済、難有仕合奉存候。道純

慣例の吹聴を記録したものと考える。公的な記録においては、いまだ確認し得ていない。

道陸恒善が御番見習を允許されたのは嘉永二年閏四月十五日である。弘前市立弘前図書館所蔵『分限元帳 文政十一年六月改』第七上冊⁽⁴⁾、医者無足の条に、次の一項が記録されている。

一 無足 嘉永二酉閏五月十五日 道純忝 渋江道陸
御番見習願之通 江戸

嘉永二年に閏月があったのは四月で、五月ではない。鷗外は、『渋江抽斎』その三十九に、「抽斎の目見をした年の閏四月十五日に、長男恒善は二十四歳で始て勤仕した。」

と正しく書記している。

道陸恒善は、嘉永四年三月二十八日、柳島御殿奥通を命ぜられ、同五年五月十八日、御番、並びに病養出精を賞せられて勤料三人扶持を給せられることになったが、同七年三月十二日、病死したという。『分限元帳 嘉永四年改』第七冊⁽⁵⁾、医者無足の条に、次の二項が記録されている。

一 無足

渋江道陸

嘉永四亥三月廿八日柳島御殿奥通被仰付候。

同五子五月十八日御番并病養共出精候付三人扶持被下置候。下江入

(一項略)

一 三人扶持勤料柳島御殿奥通上^り

江戸渋江道陸

嘉永七寅三月十二日病死。

鷗外が十日とするのは墓石に従ったのである。鷗外は道陸恒善が没した寅の年を安政元年と書記しているが、改元は十一月二十七日であるから、嘉永七年と書記すべきであった。

嫡子を失った抽斎は、当然のことながら、他の子息をもって嫡子とし、その旨を藩庁に届出ているはずである。『江戸日記』を検したところ、安政三年十二月二十八日の条に、次の一項が記録されていた。

一 渋江道純儀、嫡子無之ニ付、道陸儀、嫡子、願之通被仰付之。

分限帳には「道陸」嫡子願いを証する記事を見出し得ないが、そのほかに、弘前市立弘前図書館所蔵『江戸御家中明細帳』⁽⁶⁾元治元年本に、抽斎の跡式を相続した「道陸」について、次のように記録されていた。

七代目

道純三男為嫡子渋江道陸

- 一 安政三丙辰年十二月廿八日嫡子願之通。○同四丁巳年三月朔日御目見。○同五戊午年十一月朔日親道純跡式御給分無相違^{二十人扶持}被下置、小普請医被仰付之。尤道純是是(而)迄之勤料は被差引之。

抽斎は、安政三年十二月二十八日に、三男「道陸」を嫡子とすることの允許を得たというのである。既述のように、三男八三郎は、天保十三年八月三日に生まれ、同年十一月九日に没している。四男幻香水子は、弘化三年十月十九日に死産した子である。とすれば、抽斎が三男と称して嫡子とすることを願い出た「道陸」は、安政元年二月

十四日に生まれた五男専六（脩）でなければならない。七男成善，すなわち保は，まだ生まれていなかったのである。

渋江家六代目道純，すなわち抽斎の後を継いだ七代目道陸は，抽斎の五男専六，すなわち凶案家渋江終吉の父脩であったと考えて，誤りあるまい。

保が脩に代わって渋江家を継いだ時期は，いまだに，これを明らかにし得ない。鷗外によれば，脩は，明治三年十二月二十九日に，山田源吾の養子になったというから⁽⁷⁾，それ以前に，廃嫡されたのであろう。保は，抽斎の後を継いだのではなく，脩の後を継いだのであるが，当時の習慣では，このような場合，保を抽斎の嗣子と称しても，虚偽を称したことにはならなかったようである。

抽斎の知友海保漁村は、『抽斎渋江君墓碣銘』に，「有三子。長恒善，尾島氏出。先卒。次優善，岡西氏出。出為矢島氏後。三成善，山内氏出。継。」と記述している。鷗外は，保の証言に従って，墓碣銘に言う三男「成善」を保と解し，『渋江抽斎』その八に，「勝久さんや終吉さんの亡父脩は此文に載せて無い」と書記している。しかし，抽斎の跡式を相続した「道陸」が，既述のように，五男専六，のちの脩であるならば，墓碣銘に言う三男「成善」も，また，五男専六と解するのが自然であろう。早世した三男・四男を数えぬとすれば，専六は三男ということになる。七男保を「成善」に当てるより，無理はないのである。「成善」は，保の名ではなく，専六，すなわち脩の名であったのではあるまいか。

抽斎没後の渋江家の相続人に関する謎を解く鍵は，一家が弘前に移住した後にあると推察するが，その時期の渋江家の動静を知る資料を，いまだ見出し得ないでいるために，あと一步のところで解決し得ないのである。

2 渋江抽斎の俸給

鷗外は，『渋江抽斎』その一に，抽斎の「知行は三百石である。」と書記している。また，その十一には，抽斎の父道陸允成について，「三百石十人扶持の世禄の外に，寛政十二年から勤料五人扶持を給せられ，文化四年に更に五人扶持を加へ，八年に又五人扶持を加へられて，とうとう三百石と二十五人扶持を受けることとなった。」とも書記している。鷗外は，文政五年八月朔日，家督相続を允許された抽斎は，道陸允成が受けてきた世禄三百石十人扶持を父に替わって受けることになったと思いこんでいたようである。

『江戸日記』の文政五年分は散逸してしまったが，藩庁日記『御国日記』同年八月三

十日の条に、抽斎の家督相続を、次のように記録している。

- 一 去ル朔日、渋江道陸儀、隠居、願之通御給分無相違忤道純江被下置候。尤親道陸是迄之勤料は被差引候。

「御給分」は給与として支給する扶持米の意である。知行を相続したのであれば、「御給分」ではなく、「高三百石十人扶持」と書記されるはずである。前項に引用した『江戸日記』の抽斎嫡子道陸某(條)の跡式相続の記録においても、「高三百石十人扶持」ではなく、「御給分」と書記されている。抽斎は、弘前藩から知行を受けていたのではなく、実は扶持米を受けていたのである。

『江戸御家中明細帳』元治元年本には、抽斎の家督相続を、次のように記録している。

- 同年(文政五年)八月朔日、親道陸隠居、願之通御給分無相違^{二十人扶持}被下置。尤道陸是迄之勤料は被差引之。

また、『分限元帳 文化二年八月改』第七上冊⁽⁸⁾、医者⁽⁹⁾の条には、次のように記録している。

- 一 貳拾人扶持 ^{親御近習医者道陸跡}
^{無足^よ} ^{江戸} 渋江道純

抽斎は、無足、すなわち無給から、親道陸允成の後を継いで、二十人扶持を受けることになったというのである。

抽斎が相続したのは、高三百石十人扶持であったのではなく、二十人扶持であったのである。

いささか横道にそれるが、国元においては安永三年七月二十八日に、江戸においては同年八月十七日に、家中に下達された永の御定めによれば、以後、知行は三ツ五分物成として金子で支給されたはずである。高三百石であれば、米百五石相当の金子を受けたはずということになる。扶持米は、年によって年間日数が異なるので、一定の額は示し得ないが、抽斎が家督相続した文政五年は、正月に閏月があったから、年間日数は三百八十四日、十人扶持であれば十九石二斗を受けたはずである。平年の翌六年の年間日数は三百五十四日であったから、十人扶持は十七石七斗ということになる。鷗外が言うように、抽斎が高三百石十人扶持を受けていたのであれば、平年の文政六年の給与所得は、米一石金一両とするならば、百二十二両三歩弱であったことになる。これだけでは、高三百石の体面を保つには、少々不足であったかもしれないが、ほか

に、診療・調剤等による副収入があったはずであるから、ことさら貧を嘆くにはあたらずほどの暮らしを営み得ていたはずである。しかし、実際に抽斎が受けた二十人扶持は、平年の文政六年の場合、三十五両二歩弱に過ぎなかったのである。以上の計算は、天保十一年二月付で家中に申し渡された歩引を無視したものである。

鷗外が渋江の世禄は三百石十人扶持と思いこんだのは、渋江保が鷗外のために作った覚書、東京大学総合図書館所蔵『抽斎親戚並門人』⁽⁹⁾に、「渋江ハ三百石十人扶持、」と書記していること、同館所蔵『抽斎年譜』⁽¹⁰⁾にも、保が、例えば文化四年の条に、「是れより先き、寛政十二年庚申三月十一日、父允成は、地行の外に、勤料五人扶持を領せしが、今茲十一月十一日、更に五人扶持を加へて、勤料十人扶持を領することゝ為る。」と書記し、さらに、「初代辰盛、正徳二年壬辰七月二十八日、加増、三百石^{外に十人扶持}を領す。」と注記していることなどによるのではないかと考える。前者によれば、保自身、渋江の世禄は三百石十人扶持と思いこんでいたようにも思われるが、後者によれば、本俸が幾らであったのか、保は、故意に、曖昧な記載をしたと勘ぐりたくもなる。

同館所蔵『渋江家乗』⁽¹¹⁾に、鷗外は、「富士川游蔵抽斎手記抄」と題して、渋江家歴代の履歴を書きとめている。その中に、二代目道陸輔之の家督相続に関する次のような記事を書きとめている。

○享保十四年己酉九月十九日、道陸隠居願之通被仰付、跡式三百石無相違玄嗟へ被下置。玄嗟後道陸と改名。

この記事はやや不正確で、二代目道陸輔之が相続した家督は三百石十人扶持である。証拠の引用は省略するが、公的な記録においては、「跡式」ではなく、「家督」と書記されている。

渋江の当主で三百石十人扶持を受けたのは二代目道陸輔之のままで、三代目玄嗟為隣は、二百石を減ぜられて、百石を相続した。鷗外は、「富士川游蔵抽斎手記抄」に、次のように書きとめている。

○元文六年辛酉正月十一日、玄春家督被仰付、亡父道陸知行三百石之内、当分家業修業之間、百石被下置。

玄春は三代目玄嗟為隣の初めの称である。『江戸日記』には、「修業」ではなく、「執行」と書記されている。内容は同じであるから、引用は省略する。二代目道陸輔之が受けていた十人扶持については、相続されたのか否か、いずれの資料にも記載を欠いている。

四代目道陸本皓は、三代目玄瑳為隣の跡式相続のさい、百石を召し上げられ、十人扶持を給せられることになった。鷗外は、「富士川游蔵抽斎手記抄」に、次のように書きとめている。

○寛保三年癸亥正月十五日、四代道陸、親玄瑳跡式十人扶持被下置。

鷗外は、四代目道陸本皓が寛延二年正月十一日に五人扶持を加増されたこと、また、宝暦十三年四月二十二日に勤料五人扶持を給せられることになったことも書きとめている。引用は省略する。

五代目道陸允成の家督相続については、鷗外は、次のように書きとめている。

○（天明四年）五月朔、玄庵、父家督無相違被下置、表医者ニ被仰付。尤勤料（高十五人扶持と傍書）ハ御差引被成。同日御番見習。

十一月十五日、道陸ト改名、願之通被仰付。

傍書の「高十五人扶持」は、富士川游所蔵の『抽斎手記』に存した記事であるのか、鷗外の書き入れであるのか、にわかには判定しかねる。『抽斎手記』に存した傍書であるならば、「家督無相違」のところに傍書されていたはずである。五代目道陸允成は、跡式相続のさい、四代目道陸本皓が受けた十五人扶持を相続し、勤料五人扶持を差し引かれているからである。道陸允成は文化八年閏二月二十一日に五人扶持を加増され、計二十人扶持、外に勤料五人扶持を受けることになる。証拠の引用は省略する。

六代目道純全善、すなわち抽斎の家督相続については、鷗外は、次のように書きとめている。

○（文政五年）八月朔、道純、親道陸隠居願之通給分無相違被下置。尤道陸勤料ハ差引。

「給分」の意味を鷗外が知らなかったとは考えられない。鷗外は、富士川游所蔵『抽斎手記』によって、抽斎が道陸允成の「給分」を相続したことを知り得ていたのである。

しかし、それならば、なぜ鷗外は、渋江家が代々三百石十人扶持を受けてきた家柄であるかのように記述して、はばからなかったのであろうか。渋江保の証言を無批判に信じたのであろうか。それとも、保が虚偽の証言をしていることに気づいていて、虚偽の証言を申し立てる保の心根を汲んで、あえて事実と反する記述を行なったのであろうか。今、にわかには、結論を出し得ない。

鷗外は、『渋江抽斎』その十一に、道陸允成が「文化十一年に一粒金丹を調製することを許された。これは世に聞えた津輕家の秘方で、毎月百両以上の所得になったのである。」と記述している。これは、『抽斎年譜』文化九年の条に、保が年時を誤って書き入れた記事、「一粒金丹は（中略）、三十粒入一包金一步、十五粒入半包金二朱にて広く全国へ配布す。保の少時実験する所に抛るに、毎月四五百包づゝ需要者ありたり。」に抛って書記したのであろうが、到底、信じられぬ内容である。毎月百両以上、年間千二百両以上と言え、当時の町人社会においては、長者番付に名を連ねる最も富裕な層の次順の層の所得水準に匹敵する所得である。それだけの所得があれば、抽斎が述志の詩に、「安楽換錢不患貧」などと作るわけがないのである。

『江戸日記』文化三年四月十一日の条に、次のような事実が記録されている。

一 渋江道陸申出候。此度類焼ニ付〔虫損〕金十五両拝借之儀、格段之御沙汰を以、金五両拝借被仰付候。尤速ニ上納候之様、申遣之。

居宅が類焼したさいに、道陸允成が金十五両の拝借を藩庁に願い出て、金五両拝借を差し許されたというのである。弘前藩藩庁は、藩士の金子拝借願いに対し、いかなる基準があったのか不明であるが、常に減額した上で、それを聞き入れている。道陸允成は、減額されることを承知の上で、金十五両の拝借を願い出たと考えてよいであろう。年間千二百両以上の所得があったのであれば、これしきの金子、恥をしのんで、藩庁に拝借を願い出たりはしないであろう。

抽斎もまた、しばしば、藩庁に十両前後の金子拝借を願い出ている。『江戸日記』の記事の引用は省略するが、例えば、鷗外が『渋江抽斎』その三十九に紹介している逸話、すなわち、抽斎が將軍家慶に御目見したさいに、妻五百が三百両を工面した話などを想起するならば、渋江家が年間千二百両以上の所得を有したというのは虚説であると見当がつくはずである。

保は少時に実験したというが、抽斎が死亡した時二歳であった保が、当時の渋江家の家計の状態を承知しうるはずがない。また、抽斎の後を継いだ七代目道陸は一粒金丹の伝法を受けていないので、抽斎の死後、渋江家は一粒金丹の調剤をなし得なくなったはずである。従って、保が、自家製の一粒金丹の販売量を実験しうる機会はいくらもなかったはずなのである。保は、なぜ、鷗外に虚説を報じたのか、それを云々するには、いまだ確かな証拠をつかむに至っていない。

3 渋江抽斎と真寿院

『渋江抽斎』その十二に鷗外が紹介している次の逸話は、初めてこれを読んだ時から、何とも納得しかねる話として、気に懸けてきたのであるが、ようやく解決し得た。

抽斎は小字を恒吉と云った。故越中守信寧の夫人真寿院が此子を愛して、当歳の時から五歳になった頃まで、殆ど日毎に召し寄せて、傍で嬉戯するのを見て楽しんださうである。美丈夫允成に肖た可憐児であったものと想はれる。

真寿院は松平大和守明矩の二女綾姫である。宝暦十一年十一月二十二日、御輿入れ、天明四年閏正月二日、越中守信寧死去により、剃髪して真寿院を称し、『青森県史』第二巻によれば、寛政五年から柳島の藩邸で起居していたという。文化六年二月十七日、六十六歳で死去した。

鷗外によれば、抽斎は、神田弁慶橋（千代田区岩本町二丁目）で生まれたという。柳島（江東区亀戸）の藩邸で起居していた真寿院が、抽斎が「美丈夫允成に肖た可憐児」であることを、どうして知り得たのか、これが疑問の第一点である。

真寿院は、「殆ど日毎に召し寄せて、傍で嬉戯するのを見て楽しんだ」という。ほとんど連日、允成は、抽斎を連れて、神田弁慶橋から柳島の藩邸に伺候したということになる。いくら可憐児であったからと言って、そういう無理を真寿院が命じたとは、常識的には、信じられぬことである。これが疑問の第二点である。

解決し得たのは、『江戸日記』文化三年三月十六日の条に、次の事実が記録されていたからである。

一 渋江道陸申出候。居宅類焼ニ付、柳原御屋敷拝借ニ付、他所病用之節、御定之外、御門出入仕度儀、願之通。御目付江も申遣之。

この年三月四日四ツ半刻ごろ、芝田町三丁目から出火、浅草辺まで焼亡する大火があった。「居宅類焼」はその時のことであろう。

「柳原御屋敷」とは、武鑑の記載によれば、向柳原（台東区浅草橋五丁目）の中屋敷のことと判断される。『江戸日記』同日の条によれば、当日は、「柳原」の藩邸も類焼の怖れがあり、真寿院は、一時、本邸に避難したが、幸い、中屋敷に別条はなかったという。延焼区域を勘案するならば、真寿院が居住していた「柳原」の藩邸というのも、向柳原の中屋敷のことと判断してよいであろう。記事の引用は省略する。

神田弁慶橋の居宅を失った渋江一家は、道陸允成が真寿院附きを勤めていたこと、また、居宅跡にも近いことから、真寿院が居住する向柳原の藩邸に、一時、寓することにしたのであろう。抽斎二歳の時のことである。

『青森県史』には、真寿院は柳島の下屋敷に居住していたと記載しているが、『江戸日記』によれば、文化三年当時は、真寿院は、向柳原の中屋敷に居住していたことになる。『青森県史』の記載の当否については、云々し得るほどの証拠を揃え得ていない。

渋江一家が向柳原の藩邸に寓したのは、およそ二箇月半の期間である。『江戸日記』同年五月十八日の条に、向柳原の藩邸から神田竜閑町の町人家作に引き移ることに付き、道陸允成の願いを聴許したことが記録されている。引用は省略する。

真寿院が、抽斎が「美丈夫允成に肖た可憐児」であることを知り得たのは、居宅を失った渋江一家が真寿院の居住する向柳原の藩邸に引き移ってきたからであること、「殆ど日毎に召し寄せて、傍で嬉戯するのを見て」楽しむことができたのも、渋江一家が同じ藩邸内に寓していた期間であれば可能であったこと、氷解したのである。

渋江一家が神田竜閑町に引き移ってからは、たまに召し寄せることはあったであろうが、「殆ど日毎に」というわけにはいかなかったであろう。真寿院が死去したのは抽斎五歳の時のことである。『渋江抽斎』の件の一節は、「二歳の時から五歳になった頃まで、折ある毎に召し寄せて、」と書記していたならば、無難であったのである。

なお、渋江一家が神田竜閑町から元柳原六丁目に居を移した時期は定かでない。文政三年九月付の序を付す『近世医家人名録 東部』に、「本 神田元柳原六丁目^{弁慶橋}奥州弘前^{渋江}道陸」と記載しているので、それ以前のこととしか、今は言えない。

4 渋江抽斎の弘前滞在

鷗外は、『渋江抽斎』その二十七・二十八に、抽斎は、藩主越中守信順に扈從して、天保八年七月十二日、江戸を立って弘前に行き、二冬を弘前で過して、同十年、越中守信順に随行して江戸に帰ったと記述している。

ところで、天保十年五月十六日、越中守信順の隠居と左近将監順徳の襲封を公儀が允許したことが諸書に記録されている。鷗外が言うように、越中守信順が、詰越をして、この年に江戸に戻ったのであれば、参府の時期は、五月十六日以前であったということになる。武鑑には三月参府と記載されているので、そのこと自体は異例とするには当たらないが、参府の直後に、病気を理由に、公儀に隠居を願い出たということ

になる点が、以前から、少々、気になっていた。詰越をした理由は何であったのか、病気が理由であったとすると、詰越を決めたのは、鷗外によれば、天保八年であったというから、かなりの長患いをしていたことになる。参府の直後に隠居を願い出たとすると、本復しなかったのであろう。そういう状態の越中守信順が、まだ雪が残っていたはずのこの時期に、江戸まで百八十二里の旅に出ることを、他の家臣はともかく、医者である抽斎が、それをよしとしたということになる点が、特に気になったのである。

『江戸日記』を検したところ、越中守信順は、鷗外が言う通り、天保八年七月十二日申刻に藩邸を発駕して弘前に向かっている。着城の日を鷗外は明らかにしていないが、八月七日であった。八月五日着城の予定が二日遅延したのである。『御国日記』を検したところ、越中守信順が、この年、詰越を決意したとか、詰越せざるを得ないような病患に見舞われたというような記事は、何も見出だせなかった。それどころか、越中守信順は、翌九年十月十五日に弘前城を発駕して、十一月九日に着府していることが確認されたのである。鷗外が、「此年(天保八年)藩主が所謂詰越をすることになった。例に依って翌年江戸に帰らずに、二冬を弘前で過すことになったのである。」と記述しているのは、全く事実に反することであったことが明らかになったのである。また、越中守信順の代に、詰越を例としたことがないことも、あわせて確認し得たのである。証拠の引用は、すべて省略する。抽斎もまた、天保十年にではなく、天保九年十一月九日に江戸に戻っているのである。

これより先、抽斎は、天保四年四月六日、越中守信順に扈從して江戸を立ち、四月二十七日、弘前に着き、一冬を弘前で過して、翌五年十月十七日、弘前を立ち、十一月十五日に江戸に戻っている。

二冬を弘前で過したというのは、この両度の弘前行を合わせれば、そういうことになるということと混同したのであろう。誤記の責めは、鷗外ではなく、鷗外に材料を提供した渋江保が負うべきもののようである。

抽斎が初めて弘前で冬を越すことになった天保四年は大凶作の年であった。弘前藩の収納は皆無であったという。その前年三年も違作の年で、公儀に対し、損毛五分六厘七毛と届出ている。また、抽斎が再び弘前で冬を越すことになった天保八年も違作の年で、損毛四分九厘と公儀に届出ている。その前年七年も凶作で、損毛九分一厘であったという。天保三年から続いていた冷害のため、遂に四万五千人余の餓死者を出した天保八年の冬を、抽斎は、弘前で過したのである。

鷗外は、抽斎が二度目の越冬に備えて、「種々の防寒法を工夫して、豕の子を取り寄

せて飼養などした。」と記述し、また、「江戸で父の病むのを聞いても、帰省することが出来ぬので、抽斎は酒を飲んで悶を遣った。」とも記述している。しかし、二度目の弘前行は、事前に国元の惨状を知り得ていて、旅立ったのである。抽斎が、この時、獣肉を食らい、酒を飲むことを覚えたのは、鷗外が記述するような個人的事情が因であったとばかりは言えぬこと、くだぐだしく論ずるまでもあるまい。

5 渋江抽斎の再婚

鷗外は、『渋江抽斎』その二十六に、文政十二年十一月十一日、最初の妻尾島氏定を離別した抽斎の許に、同年十二月十五日、二人目の妻、弘前藩留守居役、百石、比良野文蔵女威能二十四歳が嫁してきたと記述している。

しかし、藩庁が、比良野氏威能を後妻に迎えることにつき、抽斎の伺いを聴許したのは翌十三年十二月朔日である。『江戸日記』同日の条に次のように記録している。

一 渋江道純申出候。比良野文蔵娘、後妻縁談相究度義、伺之通被仰付之。

また、『江戸日記』同年十二月二十七日の条に、関連する次の一項が記録されている。

一 比良野文蔵申出候。明日、娘婚姻之御礼有之候処、御供ニ付、名代杉山織衛を以申上度儀、伺之通被仰付候旨、申遣之。

以上によって、抽斎が比良野氏威能を後妻に迎えたのは、文政十二年十二月のことではなく、翌十三年十二月のことであったとすべきこと、明らかであろう。

鷗外は、平野氏威能が「来り嫁した」のは十五日であったとしている。「来り嫁した」が祝言の挙行を意味するのであるならば、この日付は疑問である。上記の『江戸日記』十二月二十七日の記事に、「明日、娘婚姻之御礼有之候」と書記されているからである。通例、「御礼」は数日中に行なわれるものである。年末御用繁多の折であるにもかかわらず、十五日祝言の「御礼」を、わざわざ先に繰り延べて、最も御用が集中する二十八日に設定したというのは、いろいろ事情を想定することは可能であるが、それにしても不自然に思えてならないのである。十五日というのは、あるいは、二十五日の誤りではなからうか。

なお、『直舎伝記抄』巻五の文政十三年十一月十一日の条に、比良野氏威能との婚姻に関する抽斎の伺いの全文が記録されている。

覚

比良野文蔵娘

右、私、後妻縁談相究申度奉存候。被仰付被下置度、此段奉伺候。以上。

十一月十一日

渋江道純

河 六郎様

(表書略)

十二月朔日、伺之通被仰付候。

「河 六郎」は用人河野六郎である。

比良野氏威能は天保二年十月三日に死亡した。『直舎伝記抄』巻五の同日の条に、次のように記録している。

一 渋江氏妻、久々病氣之处、養生不相叶、今晚病死。忌中御断差出。

鷗外は、十月二日と書記している。いずれが正しいか、今、にわかには、結論を出し得ない。

ちなみに、最初の妻尾島氏定が離縁されたのは文政十二年十一月十一日である。『直舎伝記抄』巻五の同日の条に、抽斎の届の全文が次のように記録されている。

覚

私妻儀、堀田相摸守様御家来岩田十太夫娘、不縁ニ付、離縁仕候。此段申上候。已上。

十一月十一日

渋江道純

平 群蔵様

(表書略)

一 右御届、御目付へも葉紙ニて相達。

一 前条御聞届之旨、平岡殿の御用状到来之旨、渋江氏を為知来。

「平 群蔵」は用人平岡群蔵である。鷗外が記述するところと異同はない。

尾島氏定は、文政六年十二月二十三日に抽斎に嫁したが、藩庁へは、堀田相摸守正愛家来、大目付、百石、岩田十太夫女百合として届出たと、鷗外は記述している。実は下野国阿蘇郡佐野の浪人尾島忠助の女であるという。『抽斎年譜』によって書記したらしいが、「富士川游蔵抽斎手記抄」には尾島五助女としている。『江戸日記』も、『直舎伝記抄』も、この年の分を欠いているため、いずれが正しいか、確認し得ない。

ついでをもって記しておく。鷗外は、この年文政十二年三月二十一日、神田佐久間町二丁目河岸の材木小屋から出火した大火で、抽斎が類焼の厄に遭ったことを書き渡している。『江戸日記』同年三月二十三日の条に、次のように記録されている。

一 松野伝仙・渋江道純申出候。右同様（類焼）ニ付、親類江引取候旨、申出。達之。

また、『江戸日記』同年四月二日の条にも、関連する次の一項が記録されている。

一 渋江道純申出候。類焼ニ付、御金拝借之儀、上納之儀は三ヶ年引之部ニ候得共、歩引御差引中ニ付、五ヶ年引ニ被仰付候様、尤此節半渡ニ付、本渡之處ニて御差引被仰付候様。附紙之通申付之。

藩士の拝借金の返済は、一定の年限、給与から差し引いて処理するのが通例であった。規定の細目を把握していないが、抽斎の場合は、三箇年で完済すべき例に当たっていたようである。しかし、給与の削減が行なわれていることを理由にして、五箇年で完済することにしてほしいと願い出たのである。しかも、当時は、削減された給与の半額しか支給されていなかったことを挙げて、給与からの天引きは、全額が支給されることになった時から始めてほしいと願い出ているのである。既述のように、一粒金丹の売上げが毎月百両以上に及んだという話を虚説と主張するのは、このような事実が、このほかにも、いくつか見つかっているからである。

6 吉田篁墩の出自・官歴

『先哲叢談』続編卷之十二「吉篁墩」の章に伝える吉田篁墩の出自・官歴は、篁墩自身の談話等を伝聞して記述したものであるらしいが、水府明德会彰考館所蔵『水府系纂』卷第二十九「吉田祐益某」の条に記録するところと大きく相違していることが判明した。『水府系纂』の記事は以下の通りである。

△吉田祐益某

（系図略）

吉田祐益某、江州人ニテ、佐々木源三秀義カ庶流ナリ。世々、吉田ヲ氏トシ、医ヲ業トス。妻ハ前田徳善院玄以カ女ニテ菊ト号ス。後、英勝院夫人ニ仕テ老女トナリ、夫人逝去ノ後、尼トナリ、日円ト改ム。威公ヨリ合力ヲ賜フ。大猷公ニ謁

スル毎ニ、左右ニ侍シテ旧事ヲ談ス。寛文年中、病テ死ス。祐益、元和年中、威公ニ奉仕ス。二百石ヲ賜テ<sup>寛永三
年大帳</sup>医ヲ業トス。<sup>元和九年御
上洛ニ扈從</sup>。英勝院夫人ニ附属セラレ、寛永八年辛未五月六日死ス。一男アリ。祐益宗一ト云。菊カ所生ナリ。

祐益宗一、初名慶也。威公、別ニ二百石ヲ賜フ。医ヲ以テ英勝院夫人ニ附属セラル。父死シテ家督ヲ継、二百石ヲ賜フ。前禄ニ通シテ三百石トナリ<sup>正保年中
知行割</sup>、正保二年乙酉三月十日死ス。四十六歳。男子ナキヲ以テ、長谷川伊兵衛道安男侄林庵宗山ヲ養テ子トシ、女ヲ以テ妻トス。

林庵宗山、初名祐三。養父死シテ家督ヲ継、三百石ヲ賜フ<sup>明暦三
年大帳</sup>。宗山、時ニ廿一歳、家業ヲ修ストイヘ未熟ナルヲ以テ、寛文年中、禄ヲ辞シ奉リ、三百石ヲ返納ノ、切符ヲ賜テ、倍医術ヲ修ス。元禄三年庚午十二月廿一日、百五十石ヲ賜テ御側医トナリ、六年癸酉十一月、法橋ニ叙セラレ、八年乙亥十二月廿三日、五十石ヲ加ラレテ二百石トナル。宝永六年乙丑九月致仕ス。享保六年辛丑三月四日死ス。八十七歳。養父ノ女ヲ娶ル。妻死シテ、再ヒ雨宮又衛門安茂カ女<sup>初嫁久方彦
兵衛重治</sup>ヲ娶ル。並ニ子ナキヲ以テ、戸次太郎左衛門有玄カ二男慎斎訥言ヲ養テ子トス。

慎斎訥言、初親篤、初名寿仙。山口寿斎ニ從テ医ヲ学ヒ、宝永四年丁亥、命ヲ蒙テ宗山カ養子トナル。養父隠居シテ家督ヲ継、二百石ヲ賜テ御側医トナリ、恭伯世子ニ附属セラル。世子逝去ノ後、奉受院夫人ニ附属セラル。享保十年乙巳九月廿二日死ス。四十九歳。奥山儀兵衛重勝<sup>井上河内守
正峯家士</sup>カ女ヲ娶テ一男ヲ生ム。慎斎篤親ト云フ。妻死シテ、再ヒ佐久間平左衛門信偏^{幕下}カ女ヲ娶ル。

慎斎篤親、初名伊之助。父死シテ家督ヲ継、本禄ノ内、百石ヲ賜テ医師並。享保十八年癸丑十二月二十五日、医師。延享四年丁卯六月二十三日、御側医列。宝暦二年壬申四月二十六日、御側医トナル。三年癸酉正月十三日、足高三十石ヲ賜フ。八年戊寅十二月二十七日死ス。四十三歳。桐原昌聖真房<sup>小笠原右近
將監某医師</sup>カ女ヲ娶テ、二男ヲ生ム。長ハ貞次郎某ト云フ。寛保二年壬戌七月十三日早世ス。次ヲ慎敬某、初鉄次郎ト云フ。宝暦四年甲戌七月十四日死ス。十四歳。故ニ八年戊寅四月二十三日、藤井沢衛門定行<sup>松平備前守
正貞家士</sup>男林庵某ヲ養子トス。

林庵某、初名虎之介。養父死シテ、宝暦九年己卯二月十九日、五人扶持ヲ賜テ小普請組トナル。明和四年丁亥十二月廿五日、二人分ヲ加ラレ表医師。八年辛卯十二月廿五日、三人分ヲ加ラレ十人扶持トナル。安永五年丙申十二月二十四日、行跡不宜ヲ以テ、扶持ヲ召上ラレ、三人扶持ヲ賜テ小普請組。八年己亥六月二十九日、不行跡ニ依テ、江戸・水戸禁錮セラレ、暇ヲ賜フ。故ニ嗣絶。天明八年戊申九月八日、江戸・水戸構ヲ免セラル。寛政三年辛亥二月二十四日、御屋敷出入ヲ

免セラル。

『先哲叢談』続編の記事と照合するならば、『水府系纂』に吉田家六代目とする林庵某が篁墩であること、明らかである。

『先哲叢談』続編の記事中、訂正を要する箇所を列挙すれば、次の通りである。

一丁ウ二行、「慶也（中略）生二女。無男。以季女配長谷伊兵衛子宗山。為嗣子。時歳十一。歴事威義肅三公。」の「長谷」は「長谷川」の誤脱である。また、「生二女」と言うが、系図（引用省略）には女子一人を記載するのみである。しかし、『南郭先生文集』初編卷之八「故法橋林庵吉田先生墓碣」にも「生二女」と記載しているので、これは系図の記載が粗なのであらうと考える。「歳十一」も、墓碣の記載と一致する。『水府系纂』は、二十一歳の時、すなわち明暦元年に家督を相続したとしているが、養父祐益宗一（慶也）が没したのは正保二年、林庵宗山十一歳の時であるから、『先哲叢談』続編の記載のほうが正しいのであらう。

一丁ウ六行、「生篤信」は、『水府系纂』に従って、「生篤親」と訂正すべきであらう。

一丁ウ七行、「篤信娶奥山氏。以延享二年四月五日。生篁墩於小石川邸。」は、全く事実と反している。篤信、正しくは篤親が娶ったのは桐原氏で、奥山氏は篤親の母である。篤親の実子は、貞次郎某と慎敬某とで、並びに早世したために、上総大田喜藩主松平備前守正貞に仕えた藤井沢（右字脱か）衛門定行の男林庵某、すなわち篁墩が養子に迎えられて、篤親の後を継いだのである。従って、篁墩の出生地が小石川の水戸藩邸であることは有り得ない。ただし、小石川白山馬場到大田喜藩の下屋敷があったので、篁墩が、それとからめて、「小石川邸」で出生したと称していたと考えるとすれば、つじつまは合わせられるが、所詮は臆説である。吉田家は定府の水戸藩医であったから、いずれ篁墩も江戸生まれであらうと想像するが、藤井家の由緒書とか、大田喜藩の家中系譜・分限帳等が発見されないかぎり、出生地の特定はむづかしい。武鑑を見ると、備前守正貞の代に、家老に藤井森右衛門がいたという。この人と沢衛門定行との関係もわからない。『先哲叢談』続編のみが伝える四月五日出生説は、今のところ、確認のしようがない。これは信ずるはかあるまい。

一丁ウ十行、「篁墩以家世蔭補仕籍。襲禄三百石。時称林庵。明和中擢為侍医。」も、また、全くの虚説である。篁墩は養父篤親が受けた本知百石を相続することも叶わなかったのである。侍医、すなわち御側医に擢んでられたこともなく、小普請組から表医師に挙用されただけであった。

二丁オ一行、「嘗於当直日。私出官署。時数訪近街病者。府僚有司雖間知之。為不認知。而不敢詰問。蓋以其精於方技。請治者頗多矣。会有後宮病急症者。俄召当直侍医。篁墩又私出不在。諸曹各回護之。不能密掩。執法憲吏以事狀聞。竟受呵責。依此罪科。沒收禄籍。放逐都外。」も、また、虚説であること、明らかである。篁墩は、二度、御咎めを受けている。仕籍を失った二度目の御咎めの時の身分は小普請組であったから、当直を勤めることなどは有り得ないのである。また、表医師から小普請組に貶せられた最初の御咎めも、理由は、勤方よろしからずではなく、行跡よろしからずと記録されている。行跡よろしからずというのは、品行がよくないということであって、勤務の怠慢には、通例、使われることのない言葉である。篁墩は博打が好きであったらしい。国立国会図書館蔵『鶯宿雑記』所収『よしの冊子』第九冊⁽¹²⁾に、次のような記事がある。水野為長が寛政元年六月に耳にしたことを書きとめたものであるらしい。

- 一 大田才助・佐々木丹蔵兩人被召捕と申さた。才助ハ加賀の者ニて、躋寿館ニ居り、講尺仕候処、博奕も仕り、其上、去年、盗を致候て出奔致候由。それを引かへし、又々講尺ニ出候よし。丹蔵も至極の悪者にて、もと水戸様の御医師、当時、水戸様より、江戸徘徊ハ御構のものゝよし。右躋の者共を儒者と申候て、講師ニ出し候は、安長、重々不宜候よし。

「大田才助」は大田才佐元貞、号錦城である。「佐々木丹蔵」は佐々木坦蔵、すなわち吉田篁墩である。江戸・水戸構えに処せられた篁墩が、一時、佐々木坦蔵を称したことは、『先哲叢談』続編に、「自是而後。変姓名称佐々木坦蔵。」と記載されていることをもって証し得る。「安長」は多紀安長元簡、号桂山、また櫟窓である。父安元徳、号藍溪を助けて躋寿館を経営していた。

『よしの冊子』によれば、そのころ市中で博打が盛んに行なわれ、躋寿館においても賭場が開かれて、貴賤を分かつ参集していると取沙汰されていたというから、あるいは、手入れを受けて、錦城・篁墩らも捕縛されたかのようにも読めるが、錦城・篁墩の名のみを出して、藍溪・桂山が受けるべき咎めについて触れていないのは、この時、事件が発生したのではなく、過去の事件を持ち出して、藍溪・桂山の不見識の証としようとしたと解するのが、当を得ているのではないかと考える。篁墩が水戸藩の仕籍を失う因となった不行跡とは、実は、これではなかったかと考えて調査しているが、何とも気乗りのしない課題で、一向にはかがゆかない。

7 岡本況斎の改称の時期

東洋文庫所蔵木村正辞編『岡本保孝先生伝』⁽¹³⁾は、正辞が、況斎岡本保孝の死後に、師の履歴、および人柄を世に示そうとして、況斎自撰の『況斎岡本保孝年譜』に少々手を加え、別に著作目録、並びに交友録を付し、印刷原稿として、何者かに清書させたものであると言われている。況斎の伝記資料としては最も基本的なものである。

しかし、同書の記載には、況斎の記憶違いによると見られる誤謬、あるいは不正確な記載が散見する。通称の謂れを語った次の一節も、その一つである。

寛政年間、大目付ニ久田縫殿頭ト云人アリ。此家ヨリ我出生ヲ賀スルコトアリ。母君、因テ童名縫殿助ト呼フ。伯魚ノウマレシトキ、魚ヲオクリタルモノアルニヨリテ、鯉、字伯魚トヨヘル例ナルヘシ。カツハ、後日、久田氏ニアエテ、叙爵センコトヲオモハレシトソ。不図御一新ノトキ、大学博士ニ命セラレ、従六位ニ叙セラル。中博士ハ相当従五位ナリ。御一新ノ官位相当図ニテシルヘシ。母君ノ懸記空シカラズ。悲歎ニタエス。本邦古制ノ博士ハ六位ナリ。サテ又、徳川氏ノ末、参政ニ小笠原縫殿頭ト云フアリ。因テ改テ勘右衛門ト云。コレ岡本家先代ノ通称ナリケリ。ソモソモ縫殿助ト云名、岡本家ノ祖先ノ中ニアリ。偶中ト云ヘシ。勘右衛門ト云ハ養祖父ノ通称ナリ。此祖父ハ御鉄炮玉葉奉行ヲ相勤メ、文化十年八月没シタリ。

「久田縫殿頭」は長考のことであろう。『柳営補任』によれば、長考は、享和元年三月二十日、一橋家家老より公儀の大目付に任ぜられ、同三年十二月十一日、鉄炮改兼役を命ぜられたが、文化二年十二月二十七日、老中戸田采女正氏教邸において、御役召放ち、小普請入り、閉門を申渡されたという。また、『寛政重修諸家譜』によれば、長考は、初め縫殿助を称して一橋家に仕え、小性・物頭を経て用人に進み、天明三年八月六日、布衣を着することを允許され、のち、番頭、そののち、側用人に転じて番頭を兼ねたが、寛政九年閏七月十七日、御家人に列せられて御納戸となり、粟米三百俵を給せられ、次いで同年同月二十一日に西城御小納戸頭取に准ぜられ、更に同年十月四日、一橋家家老に補せられて二百石を加増、前の粟米を改めて五百石を受けることになり、同年十二月十八日、従五位下縫殿頭に叙せられたという。これによれば、況斎が出生した寛政九年七月二十九日の時点においては、長考の身分は、大目付ではなく、一橋家の側用人兼番頭であったということになるし、称は、縫殿頭ではなく、

縫殿助であったということになる。

『岡本保孝先生伝』によれば、況斎の実父若林永之丞包貞は、況斎出生の三箇月前、寛政九年四月二十三日に死亡したという。『寛政重修諸家譜』に、寛政九年七月十九日没と記載するのは、若林家が公儀に届出た表向きの日付であろう。包貞は嫡子たるべき況斎の出生を待たずして死亡した。事を表沙汰にすれば家名は断絶となる。若林家は、急遽、本多田宮玄幸の三男吉次郎玄鼎を養子に迎えて家督を相続させることにし、その養子縁組願いが公儀に受理されるのを待って、初めて包貞の死亡を公儀に届出たのであろう。

養子縁組は、たとい実子が生まれても、その者に家督を相続させることはしないという誓約のもとに結ばれるものである。況斎は、包貞の唯一人の実子であったが、そのために、家督相続権を有しない子として、生を享けることになったのである。実母志村氏（名不明、志村又右衛門亮之女）にとっては、何とも不憫に思えてならなかったことであろう。

その況斎の出生を長考が祝ってくれたのである。長考の称縫殿助を貰い受けて、況斎の運が開けることを願ったのは、せめてもの親心であったのである。長考は、その後、とんとん拍子に出世し、従五位下縫殿頭に叙せられ、公儀の大目付に任ぜられるに至った。実母志村氏は、幼少の況斎に、折に触れて、称縫殿助の謂れを語り、若林家を継ぐことはできなくとも、怠らず修養を積むならば、出世の機会もあるはず、長考を目標にして努力して欲しいと訓戒したのであろう。「母君ノ懸記空シカラズ、」と書記していることをもって、推察しうるはずである。その母の訓戒の記憶が自撰の年譜の不正確な記載の因となったものと考ええる。

ただし、長考が、なぜ、況斎の出生を祝ったのか、長考と若林家との間に、いかなる関係が存していたのか、今もって明らかにし得ない。あるいは、称縫殿助は偶然の一致で、長考の出世を見て、実母志村氏が、我が子をはげますために、作った話であったのではないかと考える。

「縫殿助ト云名、岡本家ノ祖先ノ中ニアリ。」というのは、況斎十九歳の時、文化十二年二月に、岡本久米三郎保正の末期養子に迎えられ、名孝を保孝と改めたさい、称縫殿助を改めることをしなかったのは、岡本家初代清道が縫殿助を称としていたので、二代目忠清から養祖父に当たる七代目保脩までは勘右衛門を称し、養父保正は久米三郎を称していたが、縫殿助もまた、岡本家にとって、先祖の称の一つであるところから、称を改める必要はないとされた経緯を語ったものと解せられる。

次に、幕末、参政、すなわち若年寄を勤めた小笠原とは、図書頭、のち壹岐守を称

した長行のことでなければならない。『柳営補任』によれば、長行は、文久二年閏八月十九日に御奏者番より若年寄に進み、同年九月十一日、老中格、同三年六月九日に御役御免となるが、慶応元年九月四日、再役(老中格)、同年十月九日に老中に進み、同二年十月六日、勤役中に不束の儀があったとされて御役御免、逼塞を申し渡されたという。武鑑に徴してみても、長行が縫殿頭を称したことはなかったと言っているようである。

幕末の若年寄で縫殿頭を称したのは松平(大給)乗謨である。『柳営補任』によれば、乗謨は、文久三年八月二十六日に大番頭より若年寄に進み、元治元年六月十八日、御役御免となるが、同年同月二十九日に再役、同年九月二十四日に職を辞したが、慶応元年十二月一日、陸軍奉行より再々役、同二年六月十五日、老中格、同四年二月五日、願いの通り、御役御免となったという。

兵部少輔を称していた乗謨が縫殿頭と改称したのは、文久四年正月板の武鑑に縫殿頭として記載しているので、文久三年八月二十六日に初めて若年寄に進んだ後、遅くもこの年暮れまでの間のはずであるが、『統徳川実紀』の文久三年の条は、六月十七日以降の記事を欠いているため、いまだ日を特定し得ないでいる。

従って、況斎の改称の時期も、日を特定し得ないが、文久三年八月二十六日以降、この年のうちであったことは確かであると言ってよいであろう。

なお、養祖父勘右衛門保脩が御鉄炮玉葉奉行を勤めたことは、『柳営補任』によって、確認しうるが、なぜか、就任・退任の時期を書き洩している。文化三年の武鑑に御鉄炮玉葉奉行として記載されていること、享和三年、および文化六年の武鑑には記載されていないことを確認しているが、文化元年・同二年・同四年・同五年の武鑑は未確認である。

注

1. 国書刊行会版『事実文編』第4巻144頁に翻刻。
2. 同書は松木明知編『森鷗外「渋江抽斎」基礎資料』に翻刻されている。
3. 同書は松木明知編『直舎伝記抄』に翻刻されている。
4. 同書の医者に関する記載は松木明知・花田要一編『津軽医事文化史料集成』に翻刻されている。
5. 同上。
6. 同書の慶応三年改本は上掲書(4)に翻刻されている。
7. 東京大学総合図書館所蔵渋江保自筆『^{明治元年}同三年日誌』(松木明知編『森鷗外「渋江抽斎」基礎資料』に翻刻)明治三年十一月二十三日の条に、「一 専六、山田源吾へ養子、願之通被

申付。」とあり、同年十二月二十九日の条に、「一 専六、今晚出立。青森迄、文一郎ヲ付ケ遣ス。」とあるから、十一月二十三日とすべきであった。

8. 同書の医者に関する記載は上掲書 (4) に翻刻されている。
9. 同書は上掲書 (2) に翻刻されている。
10. 同上。
11. 同上。
12. 同書は『随筆百花苑』に翻刻。引用は第 8 卷 386 頁下段。
13. 同書は榎一雄「岡本保孝のこと (上)」(『東洋文庫書報』第 8 号) に翻刻されている。